

## 「吹奏楽人材バンク」に登録しませんか

～ みんなで学び合い、学びを通じて出会うために ～

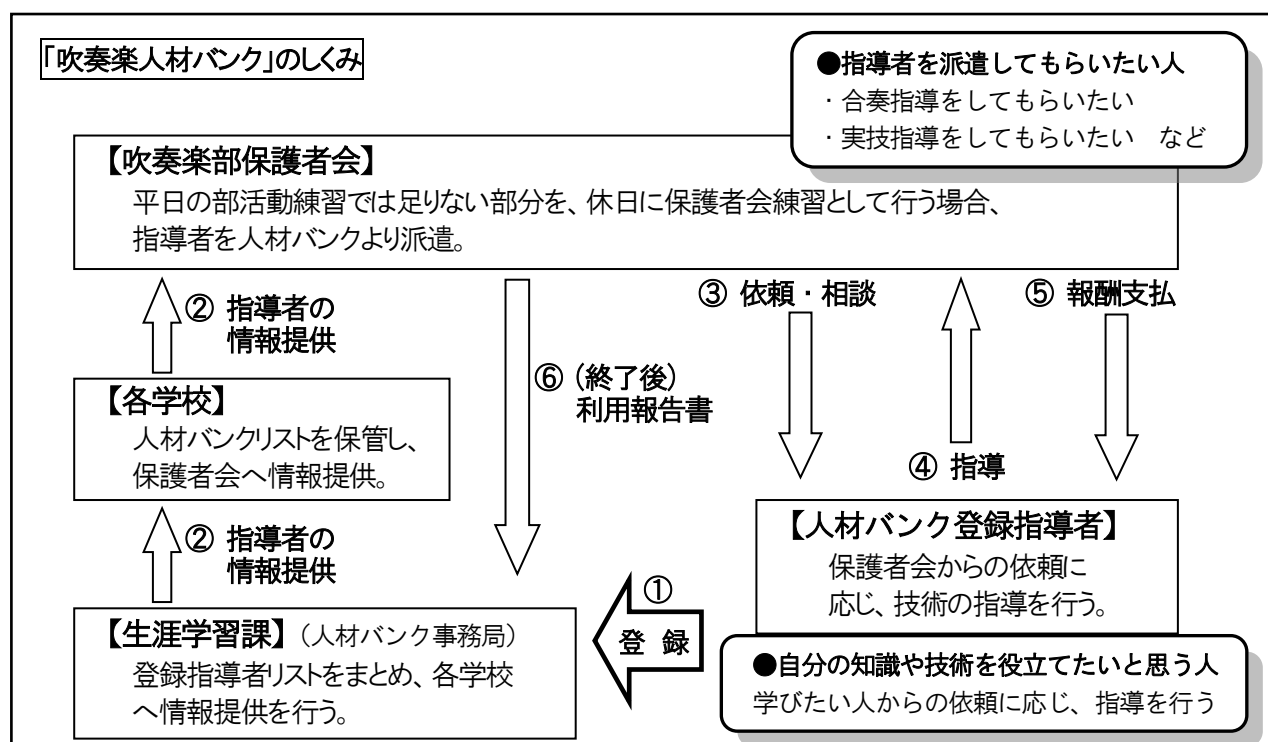
十日町市教育委員会では、「中学校の休日の部活動地域移行」に向けての体制づくりにあたり、休日に保護者が主催して行う吹奏楽練習に人材を派遣することを主な目的として、「吹奏楽人材バンク」を設置いたします。

つきましては、吹奏楽の次世代を担う子ども達のため、「吹奏楽人材バンク」へのご登録をいただきたくご案内いたします。

### <「吹奏楽人材バンク」利用の流れ>

#### ■人材バンクのしくみ（吹奏楽に関する派遣までの流れ）

- ①人材バンク登録を希望する方は、生涯学習課へ申込書を提出。
- ②生涯学習課は情報を各学校へ提供。各学校より、登録指導者リストを、休日に保護者会練習を行いたい吹奏楽部保護者会へ提供。
- ③吹奏楽部保護者会より、登録指導者個人へ直接講師依頼および相談。  
※日時、場所などについては、依頼先の保護者会と直接調整いただく。
- ④人材バンク登録指導者は、依頼先にて指導。
- ⑤吹奏楽部保護者会は、登録指導者へ報酬を支払う。
- ⑥吹奏楽部保護者会は、生涯学習課へ「人材バンク利用報告書」を提出。（月ごとの提出。）



#### ■登録申し込み方法（→うら面の記入要領をご覧ください）

- ・「吹奏楽人材バンク」登録申込書兼承諾書 を記入のうえ、生涯学習課にメールしていただくか、直接お届けください。

#### ■登録申し込み期間（第1次受付・下記の期間以降も随時受け付けます）

- ・令和7年5月31日（土）まで

指導方法などについて、詳しく知りたいという方は、下記までお問い合わせください。

#### ■お問い合わせ

〒948-0083 十日町市本町1丁目上508-2 十日町市中央公民館「段十ろう」内  
十日町市教育委員会生涯学習課 電話：025-757-5011 FAX：025-757-5010  
電子メール： t-edu-gakushu@city.tokamachi.lg.jp

# 「吹奏楽人材バンク」登録申込書兼承諾書

## 記入要領

- 申込書に記載いただいた情報を、依頼のあった吹奏楽部保護者会へ提供いたします。

ご了承ください（但し、①の生年、②住所は非公開）。

- ①氏名

- ・氏名を記入してください。ふりがなも記入してください。
- ・生年は、西暦で記入してください。月日は記入しないでください。  
（生年は、吹奏楽部保護者会へお知らせしません。）

- ②住所

- ・正式地番の住所を記入してください。

- ③電話番号

- ・自宅か携帯の番号を記入してください。FAX は未記入でもかまいません。

- ④電子メールアドレス

- ・電子メールアドレスを記入してください。連絡でも使わせていただきます。

- ⑤経歴

- ・指導内容に関することで、これまでの経歴や活動歴がありましたら記入してください。  
（例）教室で教えていたことがある、学校で教えている、〇〇楽団在席、など。

- ⑥指導できる内容

- ・できるだけ具体的に記入してください。  
（例）〇〇と〇〇の楽器について演奏指導ができる、合奏指導ができる、など。

- ⑦これまでの指導実績

- ・登録する指導内容に関することで、これまでの指導経験について記入してください。  
（例）〇〇公民館で講師の経験がある、学校の総合学習で指導した経験がある、など。

- ⑧指導内容に関係する資格など

- （例）〇〇指導者の資格あり、県主催〇〇セミナー受講済み、など。

- 登録および掲載の承諾について

- ・別紙様式第1号は、登録申込書と情報掲載の承諾書を兼ねた書類となります。様式第1号の提出により、指導者バンク登録申込と情報掲載の承諾をいただいたものとさせていただきます。

- 人材バンクの登録期間

- ・登録期間は、1年間です。

ただし、登録者本人からの登録取り消しの申出または登録更新の申請がない場合は、登録が継続されるものとします。

- 指導者報酬について

- ・指導者報酬については、1時間あたり1,000円です。交通費は1kmあたり30円です。
- ・指導者報酬の受取り方法については、直接、吹奏楽部保護者会と調整するようお願いいたします。（口座振込み or 現金渡しなど）

- この人材バンクは、十日町市個人情報保護条例の規定による手続きを経て、吹奏楽人材バンク設置内規に基づいて作成されます。